

グループホーム・ケアホーム、 自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練） について

（参考1）グループホーム、ケアホーム及び自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練）の現状等

（参考2）報酬に関する論点に係る参考資料

（参考3）関係団体からの要望事項

(参考1)グループホーム、ケアホーム及び自立 訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)の現状等

経営実態調査の調査結果

- 収支差率については、新体系サービス全体平均12.2%に対して、ケアホーム単独型が14.6%、グループホーム単独型が3.5%、自立訓練(生活訓練)が9.9%となっている。
- グループホーム、ケアホームについては、従業員の常勤比率が新体系サービス全体平均に比べて低くなっている。

(単位：千円)

		新体系全体		共同生活介護 単独型		共同生活援助 単独型		共同生活援助・共同生活 介護一体型		自立訓練 (生活訓練)	
I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	65,715	71.5%	22,189	74.4%	5,822	54.8%	30,038	74.1%	19,727	76.1%
	(2) 利用料収入	6,196	6.7%	4,406	14.8%	2,912	27.4%	7,550	18.6%	1,298	5.0%
	(3) 補助事業等収入	7,329	8.0%	2,074	7.0%	907	8.5%	1,972	4.9%	1,999	7.7%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	1,819	2.0%	160	0.5%	139	1.3%	249	0.6%	160	0.6%
	(5) その他	12,377	13.5%	1,064	3.6%	948	8.9%	739	1.8%	2,869	11.1%
II 事業活動支出	(1) 給与費	56,298	61.3%	16,767	56.2%	6,318	59.5%	23,638	58.3%	16,468	63.5%
	(2) 減価償却費	4,623	5.0%	897	3.0%	524	4.9%	1,444	3.6%	870	3.4%
	(3) 委託費	3,554	3.9%	1,440	4.8%	514	4.8%	2,209	5.5%	1,004	3.9%
	(4) その他	16,925	18.4%	6,193	20.8%	2,981	28.1%	9,345	23.1%	5,103	19.7%
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	80	0.1%	5	0.0%	16	0.2%	18	0.0%	0	0.0%
	(2) 本部からの繰入金収入	181	0.2%	105	0.4%	22	0.2%	206	0.5%	28	0.1%
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	200	0.2%	49	0.2%	28	0.3%	135	0.3%	8	0.0%
	(2) 本部への繰入金支出	868	0.9%	286	1.0%	26	0.2%	664	1.6%	56	0.2%
収入(①=I(1)+I(2)+I(3)+I(5)+III)		91,878	100.0%	29,843	100.0%	10,627	100.0%	40,523	100.0%	25,922	100.0%
支出(②=II-I(4)+IV)		80,650	87.8%	25,472	85.4%	10,252	96.5%	37,187	91.8%	23,348	90.1%
収支差(③=①-②)		11,229	12.2%	4,370	14.6%	375	3.5%	3,336	8.2%	2,573	9.9%
客体数		2,893		164		55		137		63	
従業員の状況		直接処遇職員		生活支援員		世話人		生活支援員/世話人		生活支援員・世話人	
常勤率		74.5%		42.7%		61.5%		44.6%/54.9%		86.7%	
1人当たり給与		-		2,795千円		2,910千円		2,781千円/2,981千円		3,097千円	
非常勤		-		2,085千円		2,224千円		2,078千円/1,791千円		1,967千円	

II 平成21年度報酬改定の概要

グループホーム

- 世話人の配置に応じた報酬設定、体験利用、夜間防災体制加算の創設など充実を図った。



	平成20年度	平成21年度	増減(伸び率)
総費用	123億円	150億円	26億円(+21.4%)
1月当たり平均実利用者数	19,231人	20,122人	891人(+4.6%)
1人当たり平均月額費用	53,392円	61,931円	8,539円(+16.0%)

ケアホーム

- 世話人の配置に応じた報酬設定、体験利用、日中支援加算等の創設、夜間支援体制加算の大幅な引き上げなど充実を図った。



	平成20年度	平成21年度	増減(伸び率)
総費用	302億円	475億円	173億円(+57.4%)
1月当たり平均実利用者数	26,919人	33,160人	6,241人(+23.2%)
1人当たり平均月額費用	93,512円	119,453円	25,941円(+27.7%)

自立訓練(生活訓練)

- 訪問による訓練単価の引き上げを行った。



	平成20年度	平成21年度	増減(伸び率)
総費用	100億円	122億円	22億円(+21.5%)
1月当たり平均実利用者数	7,673人	8,645人	972人(+12.7%)
1人当たり平均月額費用	108,710円	117,208円	8,498円(+7.8%)

宿泊型自立訓練

- 新体系移行を円滑化する観点から、利用期間1年経過後の基本報酬の引き上げ、地域移行支援体制強化加算、通勤者生活支援加算、入院時や帰宅時等の評価の新設など報酬面の充実を図るとともに、昼夜一体の運営を認めるなど規制緩和を行った。



	平成20年度	平成21年度	増減(伸び率)
総費用	1億円	4億円	3億円(+254.6%)
1月当たり平均実利用者数	89人	315人	226人(+253.9%)
1人当たり平均月額費用	100,275円	100,706円	431円(+0.4%)

III 費用額の推移① (グループホーム、ケアホーム)

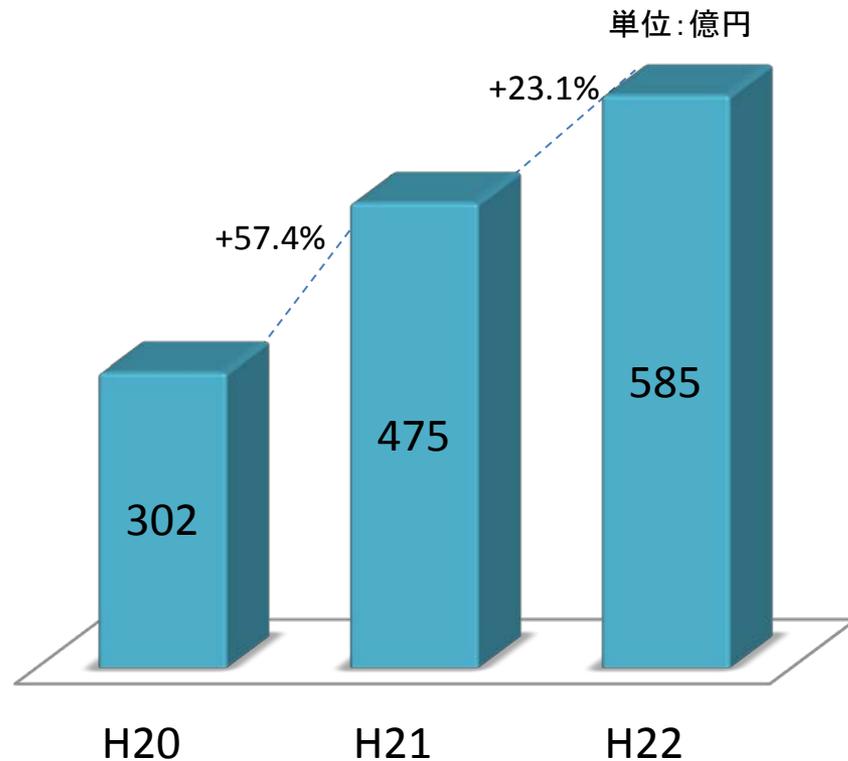
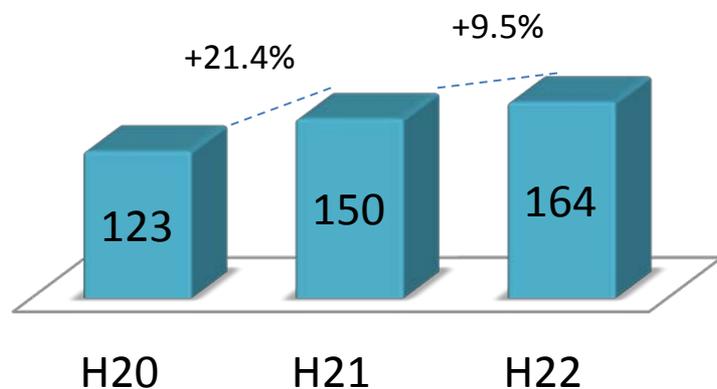
- グループホームの総費用額は、平成20年度から平成21年度で21.4%、平成21年度から平成22年度で9.5%増加
- ケアホームの総費用額は、平成20年度から平成21年度で57.4%、平成21年度から平成22年度で23.1%増加

グループホーム

ケアホーム

単位:億円

単位:億円

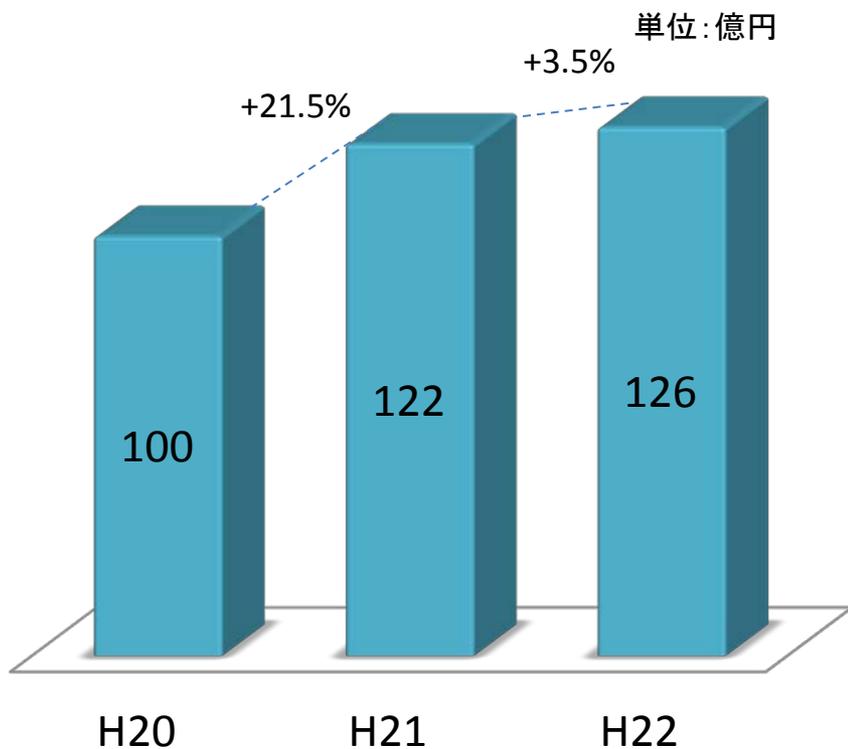


(出典)国保連データ

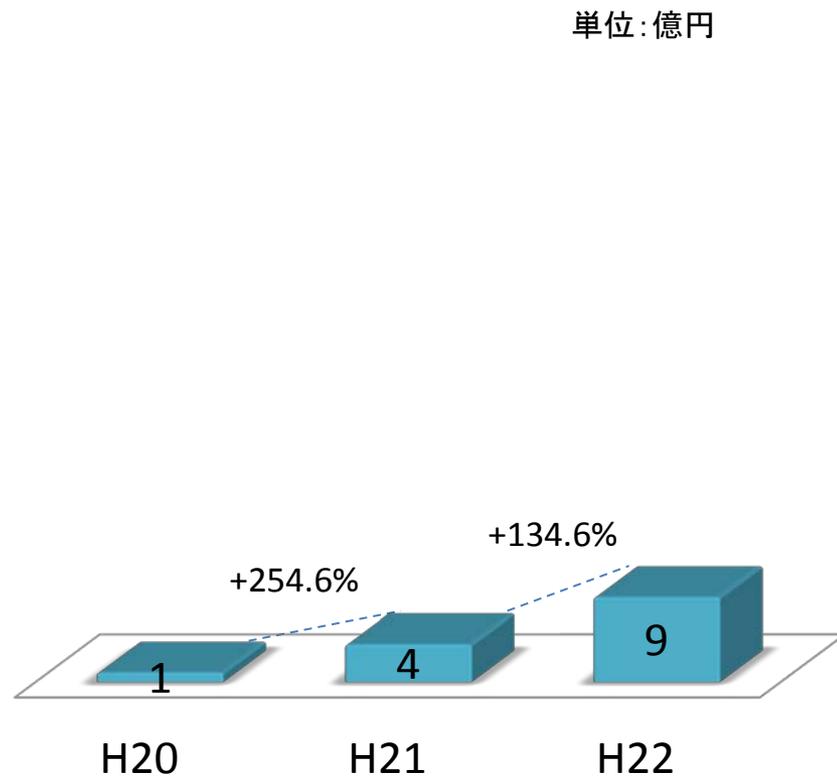
Ⅲ-② 費用額の推移② (自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練))

- 生活訓練の総費用額は、平成20年度から平成21年度で21.5%、平成21年度から平成22年度で3.5%増加
- 宿泊型自立訓練の総費用額は、平成20年度から平成21年度で254.6%、平成21年度から平成22年度で134.6%増加

自立訓練(生活訓練)



宿泊型自立訓練



(出典)国保連データ

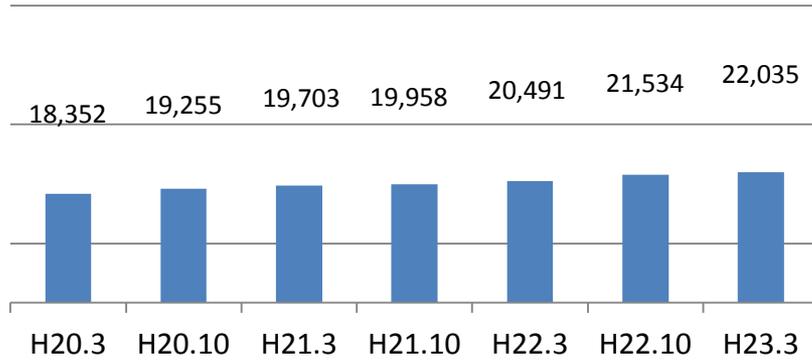
IV 利用者数, 事業所数の推移① (グループホーム、ケアホーム)

- グループホームの利用者数については、毎年度約800～1,500人程度の増加、事業所数については、毎年度約70～140か所程度の増加。
- ケアホームの利用者数については、毎年度約3,000～7,000人程度の増加、事業所数については、毎年度約200～300か所程度の増加。

グループホーム

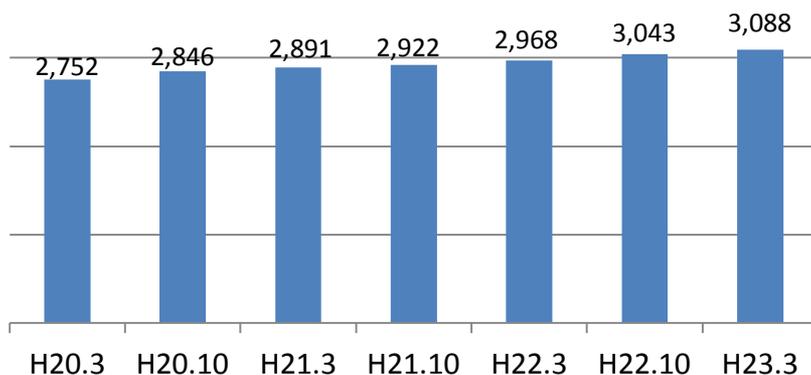
利用者数

単位: 人



事業所数

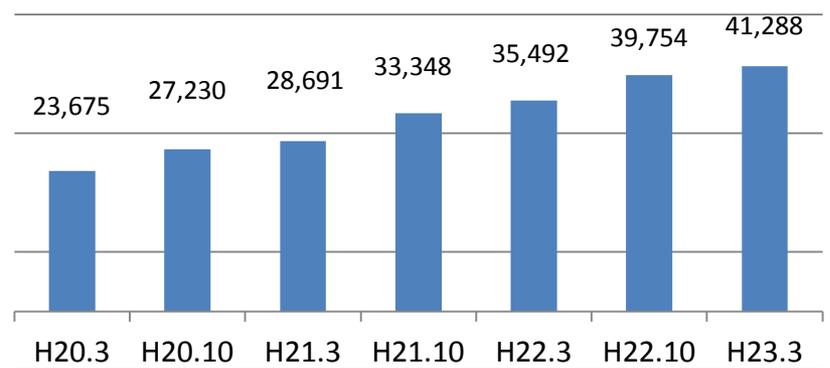
単位: 箇所



ケアホーム

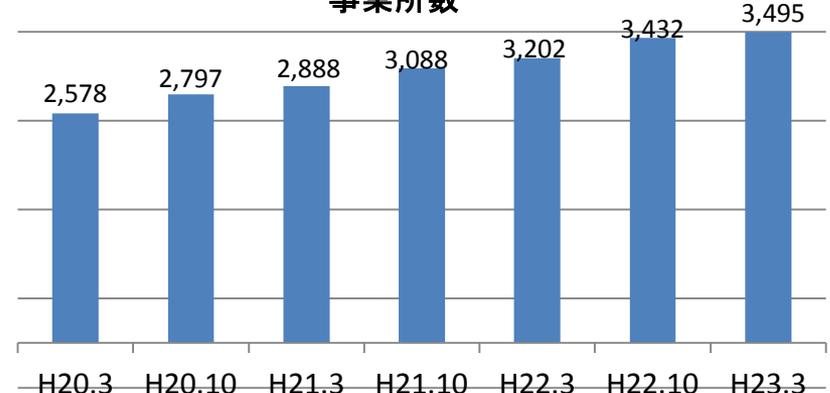
利用者数

単位: 人



事業所数

単位: 箇所



(出典)国保連データ

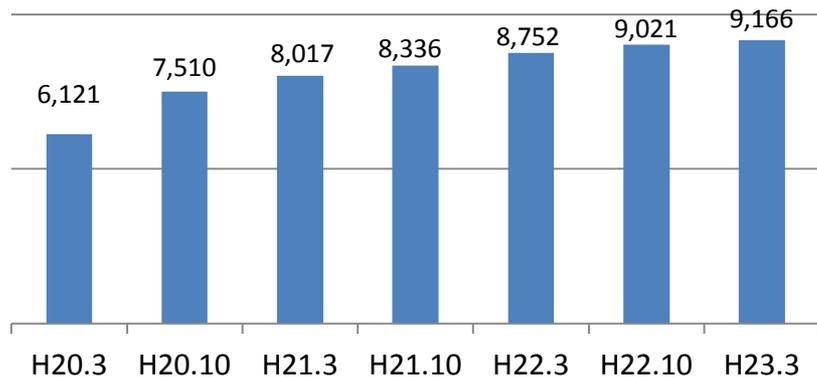
IV-② 利用者数, 事業所数の推移② (自立訓練(生活訓練, 宿泊型自立訓練))

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数については、毎年度約400～2,000人程度の増加、事業所数については、毎年度約50～180か所程度の増加。ただし、増加数は年々減少している。
- 宿泊型自立訓練の利用者数については、平成21年度以降は、毎年度300人以上の増加、事業所数については、平成21年度以降、毎年度19か所程度の増加。

自立訓練(生活訓練)

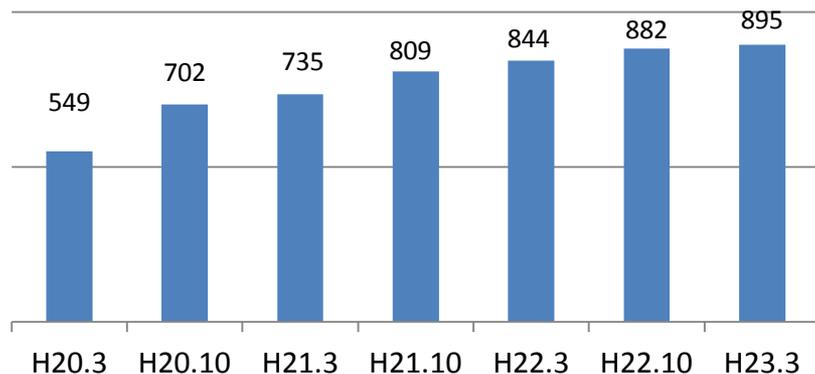
利用者数

単位:人



事業所数

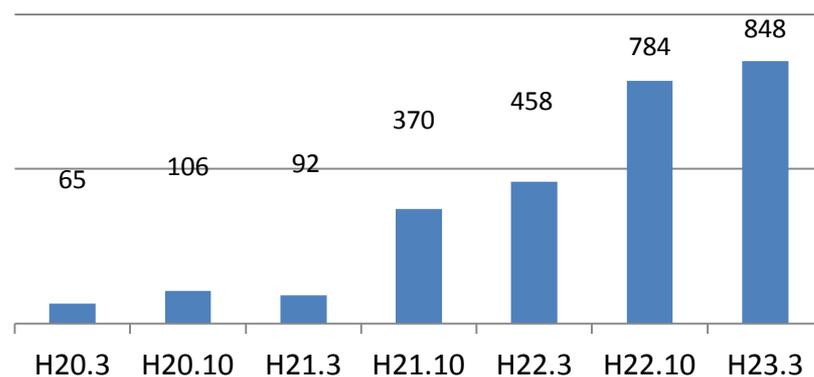
単位:箇所



宿泊型自立訓練

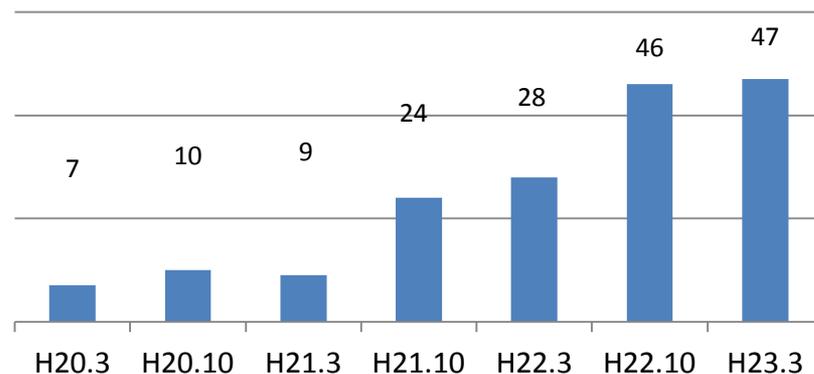
利用者数

単位:人



事業所数

単位:箇所



(出典)国保連データ

V 加算等の算定状況① (グループホーム)

グループホーム

加算の名称	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	全体利用者数	全体事業所数	全体に占める利用者数の割合	全体に占める事業所数の割合	
自立生活支援加算	62	8,779	2	2	22,704	3,163	0.01%	0.06%	
日中支援加算	1,575	4,292,599	266	121			1.2%	3.8%	
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	78	443,107	78			247	0.3%	7.8%
	ロ 入院期間が7日以上	266	3,037,092	266				1.2%	
長期入院時支援特別加算	6,095	4,702,731	249	189			1.1%	6.0%	
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	448	856,270	448			474	2.0%	15.0%
	ロ 外泊期間が7日以上	375	1,433,212	375				1.7%	
長期帰宅時支援加算	689	176,399	36	36			0.2%	1.1%	
夜間防災体制加算	313,988	60,248,757	10,779	1,579			47.5%	49.9%	
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	107,116	7,683,683	3,644			435	16.1%	13.8%
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	187,709	7,589,181	6,283			711	27.7%	22.5%
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	196	985,230	64			11	0.3%	0.3%
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	439	1,099,700	89			12	0.4%	0.4%
地域生活移行個別支援特別加算	858	5,808,978	30	22	0.1%	0.7%			
合計		98,365,718							

V-② 加算等の算定状況② (ケアホーム)

ケアホーム

加算の名称		算定回数	費用額	利用者数	事業所数	全体利用者数	全体事業所数	全体に占める利用者数の割合	全体に占める事業所数の割合
自立生活支援加算		62	9,031	2	2	44,507	3,668	0.004%	0.1%
日中支援加算		4,680	17,421,370	758	305			1.7%	8.3%
夜間支援体制加算		766,367	932,056,614	28,465	3,379			64.0%	92.1%
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	120	686,449	120	286			0.3%	7.8%
	ロ 入院期間が7日以上	217	2,498,739	217				0.5%	
長期入院時支援特別加算	イ ロ以外	7,129	8,919,152	327	257			0.7%	7.0%
	ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	0	0	0				0.0%	
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	2,792	5,417,613	2,792	1,352			6.3%	36.9%
	ロ 外泊期間が7日以上	2,657	10,327,310	2,657				6.0%	
長期帰宅時支援加算	イ ロ以外	6,574	2,730,140	461	254			1.0%	6.9%
	ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	0	0	0				0.0%	
重度障害者支援加算		3,173	863,246	112	35			0.3%	1.0%
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	226,272	16,299,074	7,798	578			17.5%	15.8%
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	403,075	16,460,608	13,728	859			30.8%	23.4%
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	155	801,835	39	21	0.1%	0.6%		
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	2,383	6,041,731	269	29	0.6%	0.8%		
地域生活移行個別支援特別加算		1,298	8,945,885	48	32	0.1%	0.9%		
合計			1,029,478,797						

V-③

加算等の算定状況③ (自立訓練 (生活訓練))

自立訓練(生活訓練)

加算の名称	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	全体利用者数	全体事業所数	全体に占める利用者数の割合	全体に占める事業所数の割合	
利用者負担上限額管理加算	13	19,886	13	13	9,556	964	0.1%	1.3%	
初期加算	4,453	1,352,903	493	245			5.2%	25.4%	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	320	133,072	17	6			0.2%	0.6%	
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	3,958	2,716,571	231			44	2.4%	4.6%
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	66,927	28,367,934	4,211			535	44.1%	55.5%
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	2,716	4,902,046	99			5	1.0%	0.5%
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	968	1,127,845	41			8	0.4%	0.8%
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	0	0	0			0	0.0%	0.0%
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	1,595	1,834,250	52			2	0.5%	0.2%
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	63,261	6,410,625	4,170			350	43.6%	36.3%
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	60,264	3,655,021	3,413			346	35.7%	35.9%
欠席時対応加算	4,142	3,960,935	1,751	464			18.3%	48.1%	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	21	105,350	4			3	0.04%	0.3%
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	158	406,723	32			4	0.3%	0.4%
合計	208,796	54,993,161	14,527	2,025					

V-④

加算等の算定状況④ (宿泊型自立訓練)

宿泊型自立訓練

加算の名称	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	全体利用者数	全体事業所数	全体に占める利用者数の割合	全体に占める事業所数の割合	
初期加算	1,604	487,590	84	38	1,319	77	6.4%	49.4%	
食事提供体制加算	19,799	8,375,709	784	47			59.4%	61.0%	
日中支援加算	63	173,688	15	8			1.1%	10.4%	
地域移行加算	21	106,145	19	13			1.4%	16.9%	
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	5	28,638	5			14	0.4%	18.2%
	ロ 入院期間が7日以上	14	157,874	14				1.1%	
長期入院時支援特別加算	118	92,020	5	4			0.4%	5.2%	
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	35	65,647	35			18	2.7%	23.4%
	ロ 外泊期間が7日以上	19	71,827	19				1.4%	
長期帰宅時支援加算	248	62,427	11	7			0.8%	9.1%	
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	19,484	1,370,599	671			38	50.9%	49.4%
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	12,734	515,068	436			25	33.1%	32.5%
地域生活移行個別支援特別加算	184	1,241,395	8	7			0.6%	9.1%	
通勤者生活支援加算	3,260	597,726	109	7			8.3%	9.1%	
地域移行支援体制強化加算	20,269	11,255,060	703	41			53.3%	53.2%	
合計	77,857	24,601,413	2,918	267					

VI 宿泊型自立訓練の地域移行・地域支援機能の強化

改正障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年度からは**宿泊型自立訓練と就労継続支援などの日中活動サービスやショートステイの事業等を組み合わせて実施しやすくするとともに、新たに創設する地域移行支援・地域定着支援を組み合わせて実施すること**等により、病院・入所施設からの地域移行・地域生活への定着を一層促進。

～H24.3.31

H24.4.1～

改正障害者自立支援法の施行・新体系移行の期限

精神障害者生活訓練施設、知的障害者通 動寮など旧体系施設

(昼夜を通じた社会復帰のため訓練等)

※旧体系施設については、平成24年3月
末までに新体系へ移行することが必要

地域移行・地域生活支援機能の強化を図る観点等から**宿泊型自立訓練の規制の見直し**を検討

① 標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等

- ・ 長期間入院していた者等の減額単価（162単位）の適用時期を現行の2年から標準利用期間である3年を超える場合に延長。
- ・ 支給決定プロセスの見直しに伴い、長期入院者に加え、長期のひきこもりなど長期の支援が必要な場合は、標準利用期間を3年とするよう、自治体・事業者等に周知。

② 短期入所を行う場合の要件緩和（空床の利用）

宿泊型自立訓練等においても、必要な人員を配置した場合には、空床等を利用して短期入所事業が実施できるよう、現行基準を見直し。

など

宿泊型自立訓練

(夜間における地域生活のための訓練等)

+

事業者の選択により、次のサービスを組み合わせて実施

日中活動サービスの実施

(自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型など)

ショートステイの実施

(再入院の予防・悪化時の受け入れなど)

地域移行支援・地域定着支援の実施

(新生活の準備支援、24時間の相談支援体制、緊急時対応など)

連携

★相談支援の充実

- ・ ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・ 相談支援体制の強化(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)など

VII ケアホームにおけるホームヘルプ利用の延長

ケアホームにおける個人単位のホームヘルプ利用については、**平成24年度以降も現行の経過措置を延長**

ケアホームにおいては、原則として、ケアホーム事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例(時限)措置としてホームヘルプ利用を認めている。

【対象者】

・次のいずれかに該当する者

(1)障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護の対象者

(2)障害程度区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者

① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。

② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なホームヘルプ】

・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護

・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

【ケアホームの報酬】

・世話人の配置及び障害程度区分に応じ、報酬額を適用

(例)世話人配置4:1の場合 障害程度区分6の者で434単位/日

【ケアホームの人員配置基準】

・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定する。

(参考2)報酬に関する論点に係る参考資料

グループホーム、ケアホームの夜間支援の状況

グループホーム、ケアホームにおいては、基準省令に基づき、夜勤職員の配置やバックアップ施設と連携すること等により夜間における利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制を確保している。

区分		全体	夜勤	宿直	住み込み職員	見回り対応	夜間緊急連絡対応型 (警備会社による対応以外)	警備会社による対応	対応なし	無回答
全体		3,076	280	853	256	510	1,006	399	340	108
%		-	9.1	27.7	8.3	16.6	32.7	13.0	11.1	3.5
住居形態	グループホーム	837	1.9	9.9	6.8	15.1	46.6	20.9	14.2	3.6
	ケアホーム	734	20.0	49.0	7.6	14.9	13.5	6.0	4.1	2.5
	グループホームとケアホームの両方	1,505	7.8	27.2	9.5	18.3	34.4	12.0	12.7	4.0

(出典) グループホーム(ケアホーム)全国基礎調査2009報告書(日本グループホーム学会)

グループホーム等の支援体制の確保に関する基準等

- ◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

(支援体制の確保)

第151条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

※ グループホームについては、第213条において準用

- ◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(抄)
(平成18年12月6日省発第1206001号)

第9の3

(10) 支援体制の確保(基準第151条)

指定共同生活介護事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。

※ グループホームについては、第15の3(3)において準用17

現行の夜間支援体制に関する加算の概要

夜間支援体制加算

(ケアホーム)

概要

夜間、利用者からの連絡に対応できる体制をとることとした上で、必要な職員を専任で配置するなど夜間に介護等を行うための勤務体制を確保している場合に加算を算定

算定要件

- 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、専従の夜間支援従事者が配置されていること。
- 夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあること。
- ①複数の共同生活住居(5か所まで)における夜間支援を行う場合にあつては20人まで、②1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合は30人までを上限とすること。
- 指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合は加算対象外

加算単位

利用者数	加算単価(日)	利用者数	加算単価(日)
4人以下	314～107単位	11～13人	115～37単位
5人	273～98単位	14～16人	100～23単位
6人	238～89単位	17～20人	89～14単位
7人	216～75単位	21人以上	78～5単位
8～10人	171～59単位		

夜間防災体制加算

(グループホーム)

概要

夜間及び深夜の時間帯の防災体制を確保している場合に加算を算定

算定要件

- 警備会社との警備業務の委託契約や従業者の常駐のほか自動通報措置を設置し緊急時に速やかに対応できる体制を整えていること。
- 指定障害者支援施設の夜勤職員など別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による対応体制は加算対象外

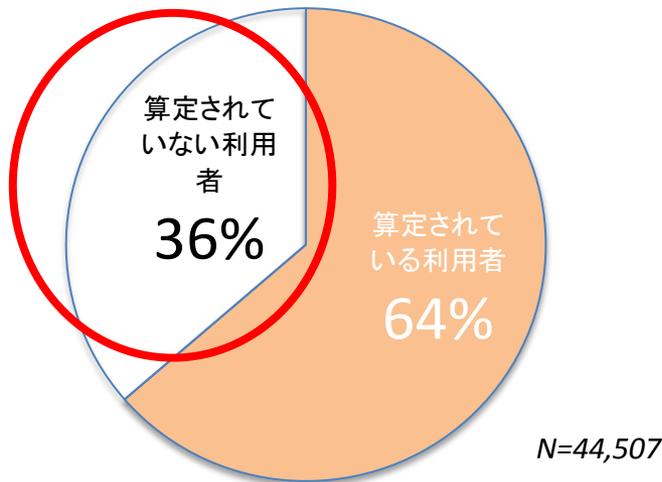
加算単位

利用者数	加算単価(日)
4人以下	25単位
5人	20単位
6人	16単位
7人	14単位
8人以上	12単位

現行の夜間支援体制に関する加算の算定状況

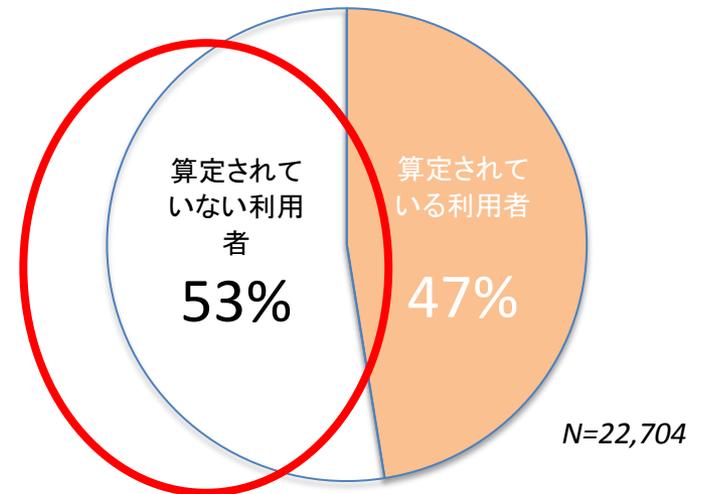
夜間支援体制加算 (ケアホーム)

- 算定事業所数(全事業所数) 3,379事業所(3,668事業所)
- 算定利用者数 28,465人(44,507人)
- 算定費用額(月) 9.3億円



夜間防災体制加算 (グループホーム)

- 算定事業所数 1,579事業所(3,163事業所)
- 算定利用者数 10,779人(22,704人)
- 算定費用額(月) 0.6億円



通勤者生活支援加算の概要・算定実績

通勤者生活支援加算の概要

概要・算定要件

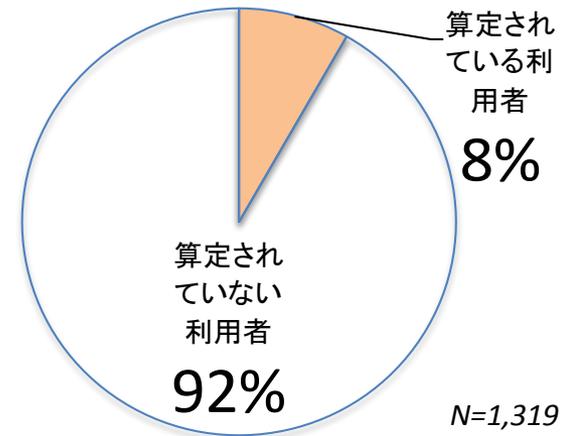
利用者のうち100分の70以上の者が通常の事業所に雇用されている(一般就労のことをいい、就労移行支援等の利用者を除く)**事業所**において、**主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に算定。**

加算単位

18単位/日

算定実績

○ 算定事業所数	<u>7事業所(77事業所)</u>
○ 算定利用者数	<u>109人(1,319人)</u>
○ 算定費用額(月)	<u>60万円</u>



(出典)国保連速報データ(平成23年7月サービス提供分)

知的障害者通勤寮の概要

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴う改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)(抄)

第21条の8

知的障害者通勤寮は、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)(抄)

第65条(指導、助言等)

知的障害者通勤寮は、入所者の独立自活に必要な助言及び指導のほか、入所者に対する食事の提供等の入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行わなければならない。

第66条(生活指導)

知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

第67条(健康管理)

知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況を留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

看護職の配置基準が設けられているサービス類型

サービス種別	配置基準	
療養介護	看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者) 療養介護の単位ごとに常勤換算方法で2:1以上	必置
生活介護	①看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師) 生活介護の単位ごとに1以上 ②看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で平均障害程度区分に応じて、 (1)平均障害程度区分が4未満 6:1以上 (2)平均障害程度区分が4以上5未満 5:1以上 (3)平均障害程度区分が5以上 3:1以上	必置
自立訓練 (機能訓練)	①看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師) 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上(1以上は常勤) ②看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で6:1以上	必置
自立訓練 (生活訓練)	健康上の管理などの必要がある利用者がある場合に看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置いている場合 生活支援員及び看護職員の数、自立訓練(生活訓練)事業所ごとにそれぞれ1以上	必置 ではない

生活訓練及び精神障害者生活訓練施設の人員配置基準等

◎ 自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)に関する人員配置基準

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

第166条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員

指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者

二及び三 (略)

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 (略)

◎ 精神障害者生活訓練施設に関する人員配置基準等

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令第87号)(抄)

(職員の配置の基準)

第16条 精神障害者生活訓練施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1)施設長 1

(2)精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が39までは4以上、それ以上10又はその端数を増すごとに2を加えた数以上

(3)医師 1以上

2~4 (略)

(健康管理)

第21条 精神障害者生活訓練施設の医師は、利用者の主治医と相互に密接な連絡を取り合い、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

既存の専門職配置加算の算定要件・加算単価の例

加算の種類	算定要件	加算単価(日額)
自立訓練等の福祉専門職配置等加算(Ⅰ)	常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等が25%以上雇用されている場合。	10単位(生活介護、自立訓練など) 7単位(宿泊型自立訓練、グループホームなど)
施設入所支援の栄養士配置加算	Ⅰ)常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置して、利用者の食事管理を適切に行っている場合	27単位(定員40人以下) ～12単位(定員81人以上)
	Ⅱ)管理栄養士又は栄養士を1名以上配置して、利用者の食事管理を適切に行っている場合	15単位(定員40人以下) ～6単位(定員81人以上)
介護老人福祉施設の看護体制加算	Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置している場合	6単位(定員31～50人の施設の場合) 4単位(定員30人又は51人以上の施設) 12単位(地域密着型の場合)
	Ⅱ)①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、 ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡体制を確保していること。	13単位(定員31～50人の施設の場合) 8単位(定員30人又は51人以上の施設) 23単位(地域密着型の場合)

(参考3)関係団体からの要望事項

I グループホーム・ケアホームに関する要望事項

(1) 人員配置基準・報酬全般に関すること

- ・ 身体障害者の利用者実態を踏まえた人員配置基準・報酬を充実すること。
(社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国身体障害者施設協議会)
- ・ 世話人や生活支援員、夜間職員を正規職員として雇用できる報酬水準へ引き上げること。
(全国社会就労センター協議会(セルプ協))
- ・ 地域生活を支えるサービスの基盤整備が必要であるため、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高めること。
(一般社団法人日本発達障害ネットワーク)
- ・ サービス管理責任者は世話人あるいは生活支援員と業務兼務ができるものとする。
- ・ 福祉専門職配置加算を、実際に雇用できる人件費が保障できるように増額すること。
(社団法人日本精神科病院協会)

(2) 事業所や共同生活住居の規模に関すること

- ・ 20～30人規模といったグループホームとは呼べない大規模なものが生まれてきている。大規模化防止と入居者のヘルパー利用確保を報酬設定の基本視点とすること。
(特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ 小規模人数による報酬単価の設定が必要。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 小規模性の維持、小規模化の促進を図るため、4～6人程度の事業規模を基準とした報酬体系にすること。
(特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))

(3) 夜間の支援に関すること

- ・ 小規模事業所においても夜間支援職員が配置できるよう、支援の実態に応じた加算を設けること。
(財団法人日本知的障害者福祉協会)
- ・ 現行は夜間支援の実態(夜勤、当直、宿直、巡回支援など)が違って、障害程度区分と支援人数で報酬が設定されている。1住居に当直、夜勤体制を整備している場合の加算を創設すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 夜間支援体制加算及び夜間防災体制加算について、その額が低額であるため、小規模の場合、事実上は事業者の持ち出しにより体制が確保されていることから、大幅に増額すること。
- ・ 「必要に応じて緊急的に夜間支援を行う」という場合は加算対象とすること。
(特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))

(4) 日中の支援に関すること

- ・ 日中活動を利用できずにホームに残る利用者が増加しているため、日中支援加算については1日目から算定できるようにすること。
(財団法人日本知的障害者福祉協会)
- ・ 通所、就労へ行かない日の支援は加算ではなく本体報酬で評価すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ ケアホームの生活支援員を日中支援の要員として位置づけ、業務内容を明確とすること。
- ・ 入居者が日中、ケアホームにいない場合は、その人数を除いた生活支援員の配置基準とすること。
(社団法人日本精神科病院協会)
- ・ 「日中支援加算」について、ホーム内における日中支援を計画している場合などにおいても加算対象とすること。
- ・ 加算対象が日中活動を休んだ3日目からとなっているが、1日目から算定対象とすること。
(特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))

(5) 重度障害者等への対応に関すること

- ・ 重度・最重度障害者、医療的ケアや強度行動障害など特別なニーズのある者にケアホームでの対応が可能な職員配置等のための報酬単価を増額すること。
(社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会)
- ・ 重症心身障害、療養介護と認められた利用者がケアホームに入居する場合の加算を創設すること。
・ 夜間常時医療的ケアを受けなければならない入居者がいる場合の加算を医療連携体制加算とは別に設けること
・ 重度障害者支援加算について、①算定要件を2名からではなく1名からとすること、②報酬単価(26単位)を見直すこと、③強度行動障害も対象とすること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 重度障害者(医療的ケアを必要とする障害者も含む)の支援には医療的スタッフや重複支援員の加配が必要。単価の見直し、居宅介護の同時利用を認めること。
(社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- ・ 看護専門職配置加算(看護師あるいは准看護師・保健師などを配置した場合)を新設し、看護職の配置が可能となるようにすること。
・ 「精神疾患管理加算」を創設し、世話人が行う入居者(精神障害者)への病状管理・指導や医療連携支援を行う体制を評価すること。
(社団法人日本精神科病院協会)
- ・ 行動障害や反社会的行動のある自閉症の人への居住支援として、手厚い療育支援を行うための人員配置のなされた住居サービス(ケアホームと入所施設の中間的存在)を制度化すること。
(社団法人日本自閉症協会)
- ・ 日中活動系サービスに適用されている視覚・聴覚言語障害者支援体制加算をグループホーム・ケアホームにも適用すること。
(財団法人全日本ろうあ連盟)

(6) その他の加算に関すること

- ・ 自立支援加算の算定要件については厳しすぎるため見直すこと。
- ・ 長期入院時支援特別加算の算定要件を見直すこと。
- ・ 本来、世話人・生活支援員の給与に充てるべき経費の一部がサービス管理責任者の給与に充てられている可能性がある。このため、サービス管理責任者の配置については加算で評価すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 「入院時支援特別加算」「長期入院時支援特別加算」について、例えば基本報酬の8割を保障するなど居室(退院時の住まい)が確保され円滑な支援が行えるようにすること。
- ・ 空室、入居開始までの事業費及び居室の維持費等に対する補填が可能となる報酬体系とすること。
- ・ 食事提供に関する加算を新設すること。
(特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))

(7) ヘルパー利用に関すること

- ・ 大規模化防止と入居者のヘルパー利用確保を報酬設定の基本視点とすること。
(特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ ケアホーム等における居宅介護サービス利用を制度化すること。
(社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国身体障害者施設協議会)
- ・ 経過措置ではなく恒久措置とすること。また、対象を区分3以下にも拡大し、個別支援計画で必要な支給量を決定できるようにすること。
(特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ 介護には人手が必要。居宅介護が利用できるように上乗せ加算を認めること。
(社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会)
- ・ グループホーム・ケアホームにも、日中ヘルパー派遣が利用できるよう制度の見直しを行うこと。
(財団法人全日本ろうあ連盟)

(8) 体験利用に関すること

- ・ 地域生活を推進するため、「入退居時の支援」や「日帰りや見学などの体験利用」も報酬上、評価される仕組みとすること。
(特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- ・ 空き室を利用した体験入居の支給量を拡大すること。
- ・ 定員外の体験入居に関する報酬を創設すること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

(9) その他

- ・ 家賃補助の対象を福祉ホームや一般住宅で暮らす障害者にも広げること。
(全国社会就労センター協議会(セルプ協))
- ・ 地域移行ホームの入居者にはケアプランの義務付けと自立支援協議会で地域移行の状況確認を定期的に行うようにすること。
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- ・ 地域移行型ホームについては、平成23年度末までに利用を開始した入居者の退居をもって廃止すること。
(特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ))
- ・ 情報設備(フラッシュランプや電光文字表示等)の充実を図るための補助金の整備を図ること
(財団法人全日本ろうあ連盟)

II 自立訓練に関する要望事項

- ・ 宿泊型自立訓練を基盤とする、地域生活支援の事業(相談・ショートステイ・レスパイトケアなど)が展開できる(人件費などが保証できる)報酬を設定すること。
- ・ 宿泊型自立訓練の報酬が低額であるので、増額すること。
- ・ 宿泊型自立訓練に看護専門職配置加算(看護師あるいは准看護師・保健師などを配置した場合)を新設し、看護職の配置が可能となるようにすること。

(社団法人日本精神科病院協会)

- ・ 宿泊型自立訓練は、朝・夕の食事を提供しているにもかかわらず昼食1食の日中活動と同一の単価となっている。朝・夕の2食を提供する場合には、旧通勤寮と同様に68単位に見直すこと。

(財団法人日本知的障害者福祉協会)

- ・ 脳外傷等により身体障害と高次脳機能障害を併せ持つ人の場合には、生活訓練と機能訓練を同じ日に提供することを可能とすること。

(特定非営利活動法人日本脳外傷友の会)